

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年12月分）

見出し	2912-03 行政当番の神社寄付集金及び札等配布について
ご意見	各地区における市広報等配布の当番が標記行為を行うことは信教の自由等に反しないか。本来、禰宜等神社関係者の役割ではないか。
回答	<p>市では、各地区の町内会等から推薦された方を行政連絡区長として委嘱し、広報紙等の配布や各種調査をお願いしているところであります。</p> <p>行政連絡区長から各世帯への配布方法は、行政連絡区長自ら配布する地区、また、町内会で当番を決めて配布するなど、各地区によりさまざまな配布方法で対応していただいております。</p> <p>なお、神社の寄付集金及び札等配布につきましては、市で委嘱しております行政連絡区長の所掌(職務)ではないものと認識しております。</p>
担当課	生活環境課 ☎54-8003